

○桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議要綱

平成27年4月30日告示第129号

改正

平成28年12月14日告示第342号

桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桜井市におけるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進に当たり、広く意見を反映させるために設置する桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「会議」という。）について、桜井市附属機関設置条例（平成25年6月桜井市条例第8号）第2条の規定に基づき、その組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の推進及び改訂に関する事項
- (2) その他総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 住民団体関係者
- (2) 産業関係者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 市内企業従事者
- (6) 副市長
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役職により会議の委員となっている委員がその役職を退いたときは、会議の委員の職を辞任したものとする。

(会長等)

第5条 会長は、副市長をもって充てる。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

(会議の運営等)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とする。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、公益上非公開とすべきと会議が決定した場合は、この限りではない。
- 6 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市長公室行政経営課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月14日告示第342号)

この要綱は、公布の日から施行する。